

令和4年7月13日

コンビニ払い手数料の改訂について

施設をご利用になられる皆様へ

国立磐梯青少年交流の家

平素は当施設をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

この度、施設使用料等の支払方法のひとつであるコンビニ払いの手数料が下記のとおり改訂となりますのでご案内申し上げます。

つきましては、施設をご利用の皆様にはお手数をおかけいたしますが、内容をご確認いただき、ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 手数料変更の日時と料金

令和4年8月31日まで（現行）：100円 → 令和4年9月1日から：140円

2. 留意点

- ・ 8月31日までに手数料100円で発行された請求書については、9月1日以降も100円のままとお支払いいただけます。
- ・ 8月31日までに手数料100円で発行された請求書であっても、金額の変更等により9月1日以降に再発行となる場合には手数料が140円となります。（紛失等による変更なしでの再発行については100円のままととなります）
- ・ その他ご不明な点などありましたら、以下までお気軽にお問合せください。

以上

<本件お問合せ先>

国立磐梯青少年交流の家 事業推進室係

T E L : 0242-62-2530 M a i l : bandai@niye.go.jp